

2023年5月16日
株式会社 四国銀行

四国銀行と高知銀行による相続手続の共通化について

四国銀行（頭取 山元 文明）および高知銀行（頭取 海治 勝彦）は、お客様の利便性向上を図るため、預金等の相続手続に関する取り扱いを、下記の通り共通化することといたしましたので、お知らせします。

記

1. 背景・目的

高齢化社会の進展等により、預金等の相続手続の増加が予想されるなか、金融機関ごとに必要な書類が異なるなど、お客様のご負担が生じておりました。

今般、お客様の利便性の向上とご負担の軽減を図るため、高知県に本店を置く両行で相続手続における書式やご提出いただく書類を共通化することとしました。

2. 共通化の概要

- （1）お客様にご記入いただく「相続手続依頼書」の書式を共通化
- （2）お客様からご提出いただく書類を共通化

（注）本件は相続手続を共同で行うものではございません。したがって、書類等のご提出は銀行ごとに必要となります。

また、被相続人さまのお取引内容によって、手続が一部相違する取扱いもございます。

3. 取扱開始日

2023年6月1日（木）

4. その他

今回の相続手続共通化については、今後高知県内の他の金融機関にも参加を呼びかけるとともに、引き続き両行でお客様の利便性に資する取組みを検討してまいります。

以上